

参考資料 9 株主総会関係日程と監査役の対応例（商法特例法適用大会社 = 3月決算会社の場合の例）

法定期間・月日	運営月日	項 目	関連法令
2週間前	3/16	基準日の場合の公告	商 224 の 3
2週間前	3/17	株主名簿閉鎖の場合の公告	
	3/31	決算期、基準日	
	4/1	株主名簿の閉鎖	
8週間前迄	5/2	取締役会（計算書類の承認）、監査役会及び会計監査人は、取締役から計算書類を受領 株主提案権行使期限	商 281 、商特 12 商 232 の 2
3週間以内	5/16	取締役会（附属明細書の承認、連結計算書類の承認）	商 281 、商特 19条の 2
4週間以内	5/30	監査役会及び会計監査人は、取締役から附属明細書、連結計算書類を受領 監査役会及び取締役は、会計監査人から監査報告書を受領	商特 12 、規則 181 条 商特 13 、19条の 2
1週間以内	6/6	監査役会は、監査報告書を取締役に提出し、かつその謄本を会計監査人に送付 決算取締役会（株主総会招集決定）、決算発表	商特 14 商 231、商特 16
4週間以内	6/13	監査役会及び取締役は、会計監査人から連結計算書類監査報告書を受領 株主総会招集通知発送	商特 19 の 2 、規則 182 条 商 232 、商 283 、商特 15、19 、 商特 21 の 2、商特 21 の 3、規則第 3 章
2週間前	6/13		商 282 、商特 15、規則 13 六、
6週間前迄（5/16）		計算書類、附属明細書、監査報告書の本店及び各謄本の支店備置、退職慰労金内規の 本店備置	
1週間以内	6/20	監査役会は、連結計算書類監査報告書を取締役に提出し、かつその謄本を会計監査人 に送付	規則 183 条
	6/27	議決権行使書提出期限	
	6/28	定時株主総会、監査役会、取締役会、株主総会議決通知の発送	商特 21 の 3
	6/29	議決権行使書及び委任状の備置 株主総会議事録の本店及び謄本の支店備置 貸借対照表・損益計算書要旨の公告	商 239 、商特 21 の 3 商 244 商特 16 、
遅滞なく	6/30	有価証券報告書等の提出・備置、配当金の支払開始	証取 24 、証取 25 、証取 6
2週間内	7/12	本店での変更登記申請期限（支店では 7月 19日 3週間内）	商 188 、商 67
3ヶ月間	9/28	議決権行使書及び委任状の備置期間終了 株主総会議決取消の提訴期限	商 239 、商特 21 の 3 商 248

（注 1） は、日数を計算する始点となる日である。

（注 2） この例は、3月決算会社において、定時株主総会を6/28・計算書類の提出日を 5/2 に設定した場合の法定期間を例示した。附属明細書の提出期限は計算書類提出後の 5/23 までであり、一方、連結計算書類の提出期限は定時総会の 6週間前の 5/17 であるので、いずれも取締役会決議を要することから、便宜上5/16 とした。

（注 3） 具体的な運営月日については、会社の実状に応じて設定されることになるが、法定期間内で可能な限り余裕をもって設定することが望ましい。